

# 国民年金保険料「免除制度」について

## 年金情報

経済的な理由などにより国民年金保険料の納付が困難な時には、保険料が免除となる制度があります。平成26年度の免除等の受け付けは平成26年7月1日から開始され、平成26年7月分から平成27年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、今年4月から法律が改正され、申請時点から2年1ヵ月前までの期間について、さかのぼって免除申請できるようになりました。



### 申請免除

申請者本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得額が一定以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除（4分の3・半額・4分の1免除）されます。ただし、一部免除は保険料を納めないと未納扱いとなりますのでご注意ください。

| 平成26年度国民年金保険料<br>月額15,250円 | 免除割合   | 全額免除 | 4分の3免除 | 半額免除   | 4分の1免除  |
|----------------------------|--------|------|--------|--------|---------|
|                            | 保険料納付額 | 0円   | 3,810円 | 7,630円 | 11,440円 |

また、失業した方については前年の所得を0円とみなしますので、配偶者・世帯主の前年所得によっては全額免除または、一部免除に該当する場合があります。（申請には雇用保険離職票または雇用保険受給者証の写しが必要です）

### 若年者納付猶予制度

学生を除く20歳以上30歳未満の方は、同居している世帯主の所得に関わらず、申請者本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

### 学生納付特例制度

学生で申請者本人の前年所得額が一定以下の場合には、在学中の保険料の納付が猶予されます。手続きには申請年度有効の学生証の写しまたは在学証明書（原本）が必要です。

- いずれの申請にも、基礎年金番号がわかるものと印鑑（認印）をご持参ください。
- 免除の申請は、原則として毎年必要ですが、全額免除と若年者納付猶予については、申請時に「継続申請」を希望すれば翌年からは本人の申請手続きは不要です。
- 若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間が10年以内であれば、古い期間から順に納付することができます（追納）。ただし、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に応じた加算額が上乗せされます。

【問い合わせ先】市役所市民課 電話42-2111（内線261・267） 弘前年金事務所 電話0172-27-1337

## 移動年金相談日

場 所 つがる市役所 2階相談室

日 時 毎月第4水曜日 10時～15時 平成26年度今後の日程は下記のとおり

6月25日(水) 7月23日(水) 8月27日(水) 9月24日(水) 10月22日(水)

11月26日(水) 12月24日(水) 平成27年1月28日(水) 2月25日(水) 3月25日(水)

- 事前に電話予約してください。（予約には基礎年金番号が必要です。）
- 相談の際は、本人確認できるもの（年金手帳、年金証書、運転免許証等）をお持ちください。
- 代理の方が相談される場合は委任状も必要です。

【問い合わせ先】弘前年金事務所 お客様相談室 電話0172-27-1309

## 広 告

### きづくり調剤薬局

～処方せん受付しております～

お薬の相談など、お気軽においで下さい。

薬剤師 奈良 俊一  
薬剤師 奈良 久美子  
つがる市民診療所前  
TEL.0173-26-7305  
FAX.0173-26-7306



## 広 告

### 自力整体・無料体験開催

※自力整体は、自分の身体を整体にし、腰痛、肩こり、ひざ痛、その他楽になります。毎月無料体験を月一回開催しています。お気軽に参加のお電話お待ちしております。



|       |                      |
|-------|----------------------|
| 会 場   | 木造中央公民館              |
| 日 時   | 6月21日(土) 10:00～12:00 |
| 予約締切日 | 6月20日(金)             |
| 持 参   | 長めのタオル(動きやすい服装)      |

主催者 つがる市木造永田松下19 須藤涼子

【お問い合わせ・予約】

TEL 080-3193-4463

・健康管理士一般指導員  
・予防医学・自力整体整食法指導士  
・カイロプラクター



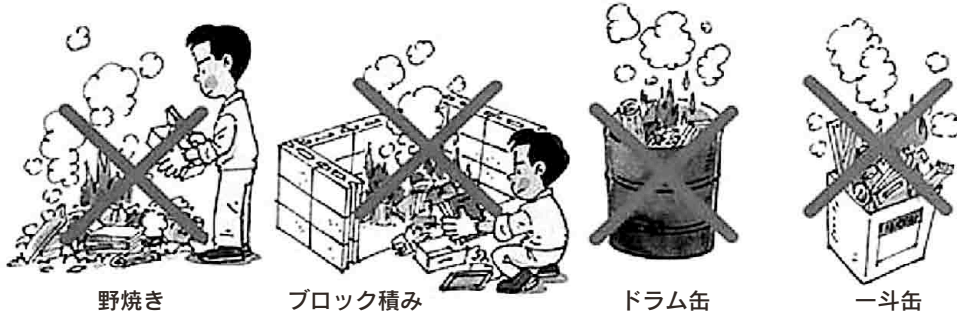
# 廃棄物の野焼き禁止

廃棄物処理法により、廃棄物の野焼きは禁止されています。「野焼き」とは、ドラム缶、ブロック積み、一斗缶による焼却や、空き地、川べりなどでの適切な焼却施設を使わない廃棄物の焼却のことです。

野焼きをした場合、5年以下の懲役または1,000万円（法人は3億円）以下の罰金に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。

野焼きでは、

- ・大量の黒煙や臭いが発生する
- ・煙が家の中に入って息苦しい
- ・窓を開けられない
- ・洗濯物にすすや臭いがつく
- ・大気汚染や健康被害 など多くの苦情が寄せられています。



野焼き

ブロック積み

ドラム缶

一斗缶

廃棄物の「野焼き」に関する通報やお問い合わせは下記へお願いします。

【問い合わせ先】市役所 環境衛生課 電話42-2111（内線282）

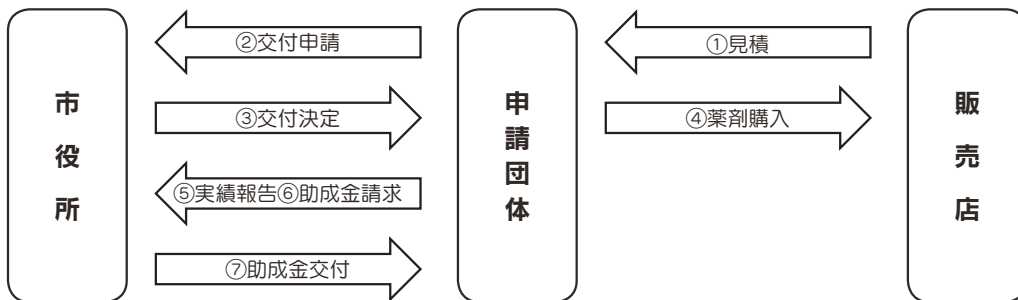
弘前環境管理事務所 電話0172-31-1900 つがる警察署 電話42-3150

# 衛生害虫の駆除費用を助成します

市では、自治会等で行う衛生害虫（アメリカシロヒトリ等）駆除に係る薬剤購入費の一部を助成しています。

助成対象経費  
助成金交付額  
申請の流れ

市内に所在する自治会（町内会）等が行う衛生害虫駆除の薬剤購入に要する経費  
1団体1万円を限度とし、市の予算の範囲内で交付します。



※交付決定を受ける前に購入したものは対象になりません。

※実績報告書に領収書を添付してください。

【問い合わせ先】環境衛生課

電話42-2111（内線283・284）

広 告

**祝！第20期生第一志望合格！！**  
平成26年度入試合格実績（一部掲載）  
◆青森高校2名 ◆弘前高校1名 ◆五所川原高4名  
◆青南（外国）1名 ◆弘実（情報）1名 ◆木造高校11名  
**夏期講習会の受付を開始します！**  
対象／小学生・中学生（国・英・数・社・理）  
進学・学習指導教室  
**萩野学習会**  
TEL.0173-3136 つがる市木造萩野13-23（商工会館裏）  
お問い合わせは TEL.0173(42)1738

広 告

祝 平成26年度 高校・大学入試 **第一志望校全員合格達成！**

**SMILE スマイル学習塾**

●小学生：国語・算数・理科・社会・英語  
●中学生：数学・英語・国語・理科・社会  
●高校生：数学・英語・小論文

お問い合わせ・ご相談は  
**0173-26-3251**  
受付：火～金 15:00～20:00 土 13:00～20:00

つがる スマイル学習塾  
http://www7.ocn.ne.jp/~sumagaku/  
〒038-2817 つがる市森田町床舞猿沢15-12

# 市有地売却のお知らせ

市では、下記の物件（旧成人病センター医師住宅）を現状有姿で一括売却します。買い受けを希望する方は入札に参加してください。

| 物件 | 所在地      | 地目／種類 | 区画  | 構造        | 面積（㎡）  |
|----|----------|-------|-----|-----------|--------|
| 土地 | 木造浮巣4番1  | 宅地    | A区画 | —         | 373.30 |
| 建物 | 木造浮巣4番1  | 住宅    | A区画 | 木造モルタル2階建 | 143.68 |
| 土地 | 木造浮巣4番12 | 宅地    | B区画 | —         | 369.74 |
| 建物 | 木造浮巣4番12 | 住宅    | B区画 | 木造モルタル平屋建 | 85.927 |
| 土地 | 木造浮巣4番13 | 宅地    | C区画 | —         | 369.74 |
| 建物 | 木造浮巣4番13 | 住宅    | C区画 | 木造モルタル平屋建 | 85.927 |
| 土地 | 木造浮巣4番14 | 宅地    | D区画 | —         | 369.74 |
| 建物 | 木造浮巣4番14 | 住宅    | D区画 | 木造モルタル平屋建 | 85.927 |

※植木、脇門、その他工作物を含みます。

|                     |                                                                                           |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 物件の予定価格             | A区画 3,560,000円<br>B・C・D区画 各4,040,000円                                                     |
| 物件の法規制等             | 都市計画区域 第2種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）                                                      |
| 物件の図面、契約条項等の縦覧場所・期間 | 市役所2階財政部管財課<br>6月17日(火)～6月26日(水)（土日を除く）                                                   |
| 現地説明                | 6月23日(月) 11:00 売払い物件の所在地で行います                                                             |
| 入札および開札             | 6月27日(金) 11:00 市役所2階第2会議室                                                                 |
| 入札参加者の資格            | 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項の規定に該当しない者                                                        |
| 入札参加の申し込み           | 入札保証金に次の書類を添えて6月23日(月)～6月26日(水)に一般競争入札参加申込書を提出してください<br>【添付書類】印鑑証明書、身分証明書（法人の場合は経営規模等総括表） |
| 入札の無効               | 入札参加資格のない者の入札および入札条件に違反した入札は無効とします                                                        |
| 入札保証金               | 入札金額の100分の5以上（現金または金融機関が振り出しもしくは支払い保証をした小切手とします）を入札参加申し込みの際に納入してください                      |
| 契約保証金               | 契約金額の100分の5以上（現金または金融機関が振り出しもしくは支払い保証をした小切手とします）ただし、入札保証金を充当することができます                     |
| 契約締結の期限             | 落札決定の日から7日以内                                                                              |
| 代金の納入期限             | 契約締結の日から30日以内に全額納入とします                                                                    |

【申し込み・問い合わせ先】 管財課 電話42-2111（内線333）

## 屋外広告物の規制制度が変わります

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、広告塔、広告板、建物等に掲出・表示されたものなどをいいます。

青森県屋外広告物条例が平成26年4月1日に改正され、屋外広告物の許可道路が変更（市内の国道県道6路線→28路線）になりました。都市計画区域内と下記路線の500mの範囲は屋外広告物の規制対象となり、許可を受けることが必要となります。

（国 道） 国道101号線

（主要地方道） 長平町森田線

（一般県道） 川除木造線

林五所川原線

豊川館岡線

下派立沼崎線

妙堂崎五所川原線

鰯ヶ沢蟹田線

越水木造線

鳴沢停車場線

山田鶴田線

富范薄市線

蒔田五所川原線

五所川原車力線

菰槌木造線

再賀木造線

山田鰯ヶ沢線

高山稲荷神社線

米山菰蒲川線

屏風山内真部線

出来島丸山線

木造停車場線

十腰内陸奥森田停車場線

福原陸奥森田停車場線

鶴田五所川原自転車道線

弘前柏線

桑野木田南広森線

稲盛千代町山田線

詳しくは、県ホームページ（<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/keikan>）をご覧ください。

【問い合わせ先】 市役所建築住宅課 電話42-2111（内線385）

青森県都市計画課都市計画・景観グループ 電話017-734-9681



# 下水道課からのお知らせ

## 下水道使用手続きを今一度ご確認ください

「下水道を接続しているが納入書または通知書を受け取ったことがない方」や  
「下水道料金は水道料金と一緒に請求されていると思っている方」（下水道料金と水道料金は別です）  
は下水道の使用開始手続きがされていない可能性があります。

現在、下水道課では下水道加入のお願いに伺うとともに公共ますの状況を確認しております。

もし、故意に手続きをせず下水道を使用していることが判明しますと、市の条例により罰則を科せられる場合がございますので、今一度ご確認くださいようお願いします。

## 快適な生活環境のために下水道加入 または 合併浄化槽の設置を

### ●下水道加入のお願い

下水道は家庭の生活雑排水、し尿などの汚水进行处理し、周辺の生活環境の改善、用排水路や河川の汚染を防ぐための施設です。供用開始された区域でまだ、下水道に加入されていない方は、加入してください。また、水洗化工事を行う方への融資斡旋も実施していますのでご利用ください。

今年度、木造林地区の一部が供用開始となりました。

#### 融資斡旋制度

- ・融資限度額 100万円以内と60万円以内の2種類ありますので、下水道課へお問い合わせください。
- ・償還期限 5年以内
- ・利息は市が補給します。

#### 下水道使用者の変更について

下水道使用者が相続等により変更になる場合は、速やかに届出してください。（届出に必要な書類は、下水道課または各出張所にあります）

#### 下水道の適切な使用について

下水道に異物が流されたことにより、ポンプの故障が発生しております。ポンプが停止すると市民生活に重大な影響を及ぼすことから、利用にあたり適正使用に努めてください。

【問い合わせ先】下水道課 電話42-2111（内線371）

### ●合併浄化槽の費用補助について

市では、公共下水道認可区域外および農業集落排水実施区域外において、既設単独浄化槽または既設汲み取り便所から合併浄化槽へ設置換えを行う方に対して、補助金を交付しています。

（合併浄化槽とは、し尿と生活排水【台所・風呂・洗濯などの雑排水】を併せて処理するための施設です）

#### 補助金の対象となる建物

専用住宅（主に住居用に使用する建物で、店舗等の床面積が総床面積の2分の1未満である併用住宅を含む建物）

※専用住宅を新たに建設し、合併浄化槽を設置する方は対象外です。

#### 補助金の対象区域

詳しくは、下水道課へお問い合わせください。

#### 補助金の額

- ・5人槽 186,000円
- ・6～7人槽 219,000円
- ・8～10人槽 276,000円



#### 平成26年度受付基数

10基程度（規定数になり次第締め切ります）

広 告

### ワンコイン！牛糞堆肥 肥料費削減に有機肥料を！

成分表あり

30年間塩害はありません。  
（体の成長に必要なため牛の体内で消化吸収されます）

- \*引き取りの場合 1トン ¥100から¥500のワンコイン！
- \*配達の場合 荷台高枠改裝の2トン車・4トン車あります  
堆肥代プラス配送料¥1,000から（距離による）  
詳しくはお問い合わせください。（無くなり次第終了）

#### お 問 い 合 わ せ 先

秋元ファーム  
つがる市木造出野里船川30-1  
TEL. FAX0173-46-3242

堆肥販売担当：秋元 亮 介  
携帯番号：090-3759-9687  
IP番号：050-3634-9687

広 告

### みどりにパワーを

1t=1,000円より  
販売しています

### 有機堆肥販売

0173-  
46-3725



有限会社 光 堆肥センター

FAX専用 0173-23-4012

つがる市稲垣町福富笹山97-1（旧つがる市農業開発公社）  
光代行業 0173-34-9871